

## 「トリホリン」「ピラクロストロビン」「ファモキサドン」「フェンキノトリオン」「フェンピラザミン」「メタミホップ」「バリダマイシン」「トリプトレリン酢酸塩」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. トリホリン（農薬）
2. ピラクロストロビン（農薬）
3. ファモキサドン（農薬）
4. フェンキノトリオン（農薬）
5. フェンピラザミン（農薬）
6. メタミホップ（農薬）
7. バリダマイシン（農薬）
8. トリプトレリン酢酸塩（動物用医薬品）

## トリホリン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年12月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成24年7月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリホリン(Triforine)	
構造式	$\begin{array}{c} \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \\   \\ \text{N} \\   \\ \text{C}_6\text{H}_{10} \\   \\ \text{N} \\   \\ \text{CCl}_3-\text{CH}-\text{NH}-\text{CHO} \end{array}$	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペラジン系の殺菌剤である。菌の原形質成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かき、もも、ねぎ等 今回、ピーマン及びねぎへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.03 mg/kg 体重/day ARfD= 0.3 mg/kg 体重
	国際基準	りんご、ブルーベリー、おうとう、もも、いちご等
	諸外国	米国基準: ブルーベリー、トマト 豪州基準: 仁果類、核果類 ニュージーランド基準: 仁果類、核果類等 カナダ、EU: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

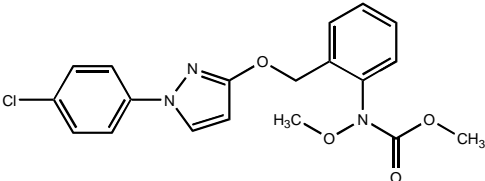
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ピラクロストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年12月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜のチトクローム電子伝達系を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、なし、おうとう、もも等 今回、キウイフルーツ、アスパラガス等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day ARfD = 0.05 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、大豆、りんご等
	諸外国	米国基準: アボカド、バナナ等 カナダ基準: ブロッコリー、なたね等 EU基準: もも、いちご等 豪州基準: ぶどう、マンゴー等 ニュージーランド基準: おうとう、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	【1】平成15年11月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成17年9月22日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成20年12月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年3月19日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成24年1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月15日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.034 mg/kg 体重/day	

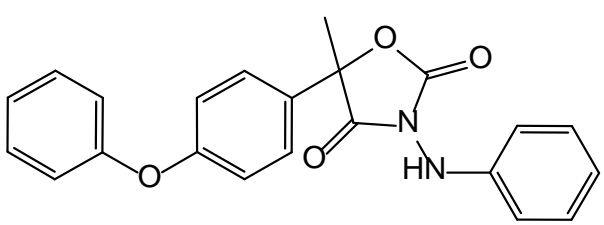
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ファミキサドン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年11月27日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ファミキサドン(Famoxadone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	オキサゾリジンジオン系の殺菌剤である。チトクロームb及びチトクロームc間の電子伝達経路を遮断し、病原菌のミトコンドリア内膜の電子伝達系を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、はくさい、トマト等 今回、ブロッコリーへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.6 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、大麦、ばれいしょ等
	諸外国	米国基準: トマト、ばれいしょ、ほうれんそう等 カナダ基準: トマト、ばれいしょ、畜産物等 EU基準: ぶどう、トマト、きゅうり等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年11月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年4月1日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI=0.006 mg/kg 体重/day</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フェンキノトリオン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年12月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンキノトリオン(Fenquinotrione)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリケトン系の除草剤である。4-フェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ活性を阻害することにより、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、移植水稻への新規登録申請 使用方法:湛水散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

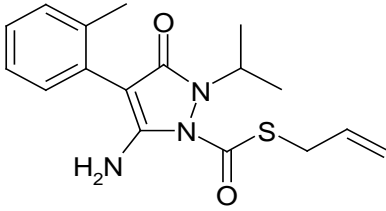
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フェンピラザミン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年11月27日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成27年12月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンピラザミン (Fenpyrazamine)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾリノン系の殺菌剤である。病原菌の孢子発芽管の伸長と菌糸生育を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、トマト、なす、かんきつ、ぶどう等 今回、すいか及びメロンへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: アーモンド、レタス、ピスタチオ等 カナダ基準: ぶどう、レタス、ピスタチオ等 EU基準: ぶどう、きゅうり、なす等 豪州基準: ぶどう、畜産物等 ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス要請: レタス、ラズベリー等 (米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年9月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年6月7日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.12 mg/kg 体重/day	

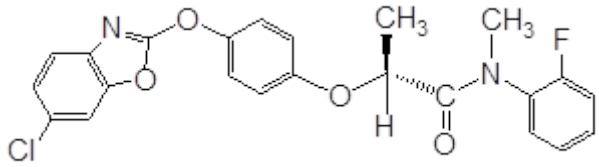
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# メタミホップ

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年11月27日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	メタミホップ(Metamifop)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アリールオキシフェノキシプロピオン酸系の除草剤である。植物内で脂肪酸の生合成を阻害することにより、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、移植水稻への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

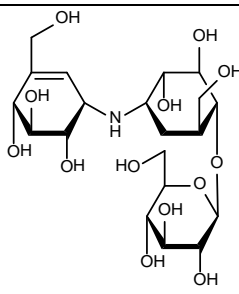
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# バリダマイシン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年12月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	バリダマイシン (Validamycin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	グリコシド系の殺菌剤である。菌体内の貯蔵糖トレハロースの分解酵素トレハラーゼの活性を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、ばれいしょ、かんきつ等 今回、ブロッコリー、うめ等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

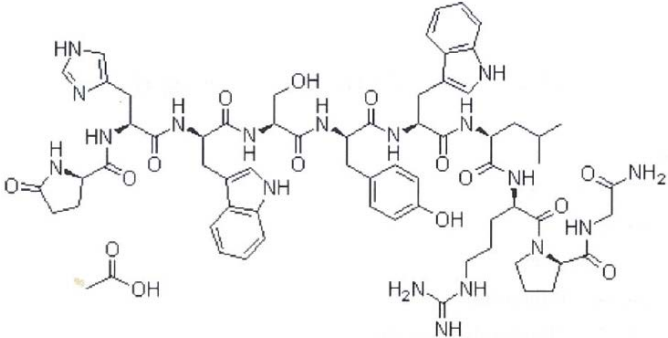


# トリプトレリン酢酸塩

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年3月18日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリプトレリン酢酸塩 (Triptorelin acetate)	
構造		
用途	離乳後の雌豚における人工授精適期の同期化	
作用機構	脳下垂体前葉の性腺刺激ホルモン受容体に作用して黄体形成ホルモン及び卵胞刺激ホルモンを放出させることにより、排卵を誘導すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 設定する必要なし(豚) カナダ基準: 設定する必要なし(豚) EU基準: 設定する必要なし(全ての食用動物) 豪州、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: 豚(米国、カナダ、EU)
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【トリホリン】

- ・作物残留試験

【ピラクロストロビン】

- ・催奇形性試験
- ・作物残留試験

【ファモキサドン】

- ・動物体内運命試験
- ・作物残留試験
- ・家畜残留試験

【フェンピラザミン】

- ・作物残留試験